

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法第三十条第五項に規定する内閣府令で定める方法）</p> <p>第十八条 法第三十条第五項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、第四条第一項第二号に掲げる方法とする。</p> <p>（組合員からの臨時総会招集の認可申請等）</p> <p>第十八条の二 法第三十条第六項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>第十九条 法第三十条第七項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に前条第一項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>（組合員からの臨時総会招集の認可申請等）</p> <p>第十八条 法第三十条第四項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>第十九条 法第三十条第五項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に前条第一項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>2 「同上」</p>

(常務に従事する理事の兼職の認可申請等)

第二十二條 「略」

2 「略」

3|| 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面(以下この項において「認可申請書等」という。)の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

(組合員からの臨時総会招集の認可申請等)

第七十條 法第四十八條第二項において準用する法第三十條第六項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

「一〇三 略」

2 「略」

第七十一條 第十九條の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第三十條第七項の規定により金融庁長官の認可を受けようとする場合について準用する。

(清算人の兼職の認可申請等)

第七十二條 「略」

2 「略」

(常務に従事する理事の兼職の認可申請等)

第二十二條 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

(組合員からの臨時総会招集の認可申請等)

第七十條 法第四十八條第二項において準用する法第三十條第四項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

「一〇三 同上」

2 「同上」

第七十一條 第十九條の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第三十條第五項の規定により金融庁長官の認可を受けようとする場合について準用する。

(清算人の兼職の認可申請等)

第七十二條 「同上」

2 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>3   第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面の提出については、第二十二条第三項の規定を準用する。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第七十七条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法又はこの府令の規定による次の各号の認可に関する申請がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 法第三十条第六項の規定による組合の臨時総会の招集の認可 三十日</p> <p>四 法第三十条第七項の規定による組合の臨時総会の招集の認可 三十日 「五〃十 略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>「項を加える。」</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第七十七条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 法第三十条第四項の規定による組合の臨時総会の招集の認可 三十日</p> <p>四 法第三十条第五項の規定による組合の臨時総会の招集の認可 三十日 「五〃十 同上」</p> <p>2 「同上」</p>
--------------------	---	--